

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 （06-6208-7882）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築及び都市計画事業地内の建築行為等に関する監督処分
概 要	都市計画法では、都市計画道路や都市計画公園などの計画決定区域または事業認可区域において、建築等の行為を行う場合には、法に基づく許可等を受けなければなりません。この許可等に違反するなどした場合には、都市計画上必要な限度において、許可等の取り消しや工事等の停止など、違反を是正する必要な措置をとることを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	都市計画法第81条第1項
処分基準	<都市計画法第81条第1項> 国土交通大臣、都道府県知事、又は市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。 （1） この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地若しくは工作物を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者 （2） この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 （3） この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者 （4） 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者
ホームページ	30日
備 考	